

墨田区に所在する事業所の指定関係について

	介護予防通所（訪問）介護 申請先：東京都	総合事業（現行相当） 申請先：利用者の保険者	総合事業（基準緩和） 申請先：利用者の保険者	地域密着型通所介護 申請先：利用者の保険者			
H27.4.1							
H28.4.1					みなし指定	墨田区	通所介護の指定
H29.4.1					指定更新	他区市町村	みなし指定
H30.3.31					指定更新		指定更新
H30.4.1							地域密着型通所介護の指定
	<p>介護予防通所（訪問）介護と総合事業の指定は別。</p> <p>介護予防通所（訪問）介護の指定の有無は、総合事業の「みなし指定」の効力に影響しない。</p> <p>墨田区では、平成28年4月1日に総合事業を開始し、順次、総合事業へ移行する。</p> <p>平成28年4月1日以降の認定有効期間満了までは、介護予防通所（訪問）介護を利用するため、平成29年3月31日までは介護予防通所（訪問）介護事業所の指定を受けておく必要がある。</p> <p>他自治体地の利用者に介護予防通所（訪問）介護を提供している場合、自治体によって総合事業の開始時期等が異なるため、平成30年3月31日まで介護予防通所（訪問）介護事業所の指定を受けておく必要がある場合もある。</p>	<p>平成27年3月31日時点で介護予防通所（訪問）介護の指定を受けている事業所は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、総合事業の現行相当サービスを提供する事業所として「みなし指定」となる。</p> <p>「みなし指定」の効力は全国に及ぶため、墨田区及び他自治体に対して指定申請を行う必要はない。</p> <p>平成27年4月1日以降に介護予防通所（訪問）介護事業所の指定を受けた事業者は、総合事業の現行相当サービスを提供する事業所としての指定を利用者の保険者ごとに受ける必要がある。</p> <p>住所地特例適用者に総合事業サービスを提供する場合は、墨田区から事業所指定を受けていけば良い。</p>	<p>墨田区では、総合事業の基準緩和サービスの実施時期は未定。</p> <p>緩和した基準（人員・設備・運営基準）は、保険者ごとに設定する。</p> <p>現行相当サービスとは別に、基準緩和サービスを提供する事業所として利用者の保険者ごとに指定を受ける必要がある。</p>	<p>定員19人未満の通所介護事業所は、平成28年4月1日に地域密着型サービスに移行する予定。</p> <p>移行後は、原則、墨田区民及び住所地特例者のみの利用となる。</p> <p>利用者は、要介護1～5。要支援1・2は総合事業を利用。</p> <p>平成28年3月31日において、既にサービスを提供している他自治体の利用者には、移行後も引き続きサービス提供が可能。</p> <p>事業所指定手続きは、次回更新時から、利用者の保険者ごとに行うこととなる（各保険者に確認すること。）。</p> <p>いわゆる「宿泊サービス」を提供する場合は、墨田区が制定する要綱に基づき、事前に墨田区へ届け出る必要がある。</p>			